

# 岐阜県水源地域保全条例に基づく水源地域の指定区域が変わりました

県では、公共用に使用されている水源及びその周辺区域において、水源の保全のために特に適正な土地利用を図る必要があると認める区域を水源地域として指定しています。指定区域内の土地の権利を移転する場合は事前の届け出が必要です。

今回、郡上市水道事業基本計画に基づいた水道施設の整備が進められたことにより、市内において新たに1カ所の水源地域が追加指定され、10カ所の水源地域の指定が解除されましたのでお知らせします。

## 《追加指定》

- 高鷲南部簡水（東小洞）（高鷲町鮎立） 指定面積174.00ヘクタール

## 《指定の解除》

● 下吉野水源	（八幡町吉野）	指定の解除面積	42.64ヘクタール
● 切立水源	（高鷲町大鷲）	指定の解除面積	239.51ヘクタール
● 千虎水源	（八幡町吉野）	指定の解除面積	47.82ヘクタール
● 那比浄水場	（八幡町那比）	指定の解除面積	85.89ヘクタール
● 相生水源	（八幡町相生）	指定の解除面積	85.21ヘクタール
● 亀尾島浄水場	（八幡町相生）	指定の解除面積	57.44ヘクタール
● 小洞簡水水源（東小洞）	（高鷲町鮎立）	指定の解除面積	67.49ヘクタール
● 大洞浄水場	（高鷲町鮎立）	指定の解除面積	37.06ヘクタール
● 高鷲中央簡水水源（節谷）	（高鷲町大鷲）	指定の解除面積	29.54ヘクタール
● 上野簡水水源	（高鷲町鷲見）	指定の解除面積	37.16ヘクタール

郡上市では現在、取水施設53カ所とその周辺区域11,504.05ヘクタールが水源地域として指定されています。

## ■事前届出制度について

指定された水源地域内の土地で、売買、贈与、交換や、地上権の設定または移転、地役権の設定、使用貸借による権利の設定または移転、賃借権の設定または移転に係る契約を締結する場合は、県（郡上農林事務所林業課または県庁治山課）への事前の届け出が必要です。

指定した水源地域、届け出の詳細については、県郡上農林事務所林業課または市役所農林水産部林務課まで問い合わせいただくか、市ホームページ⇒産業・事業者⇒林業⇒森林の届出⇒岐阜県水源地域保全条例に基づく届出についてをご覧ください。

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121



## 緑の募金からのお知らせ



- ①「緑の募金」にご協力をお願いします。

今年も下記の期間で「緑の募金」を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

**春期 3月1日（金）～ 5月31日（金）（家庭募金等）**

**秋期 9月1日（日）～ 10月31日（木）（企業募金等）**

- ②植樹活動への支援について

みなさんからいただいた募金は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会に集められた後に、一定の割合で郡上市緑化推進委員会に配分され、市内の緑化推進活動に活用されます。令和元年度に自治会等で公共性の高い場所（公道沿い・集会施設等）での植樹を検討していましたら、農林水産部林務課へ問い合わせください。



緑の募金キャラクター  
どんぐりくん・どんぐりちゃん

- ③平成30年度の緑の募金について

平成30年度も多く多くの市民や企業のみなさんよりご支援をいただき、誠にありがとうございました。市内での「緑の募金」は、2,770,963円となりました。

- ④緑の募金の使いみちについて

平成30年度の使いみちは以下のとおりです（決算見込み）。

**緑化推進事業費・・・1,559千円**

- 公共施設緑化  
公園に植栽するばたん苗の購入、街道沿いに植栽する苗木の購入  
公共施設への広葉樹の植栽
- みどりの少年団育成  
みどりの少年団への助成

**緑化推進事務費・・・11千円**

振込手数料等事務費



大和観光協会とばたんの会のみなさんによるばたん苗植栽の様子

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121